

被保険者用 個人番号届

理事長	常務理事	事務長	係

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者及び被扶養者の個人番号を、番号法別表第1の第2項「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用する。

■個人番号を取得する際は、原則、「番号確認」及び「身元確認」が必要です。「番号確認」は、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票（郵送の場合は写し）のいずれか提示を受けてください。身元確認は、写真付の個人番号カード、運転免許証等の提示を受けてください。

*「身元確認」は、雇用関係等で明らかに本人であることが担保できると認められる場合は、身元確認は必要ありません。被扶養者についての身元確認は、被保険者が実施しているという観点で事業主で行う必要はありません。

健康保険証 記号 - 番号	被保険者氏名	生年月日(和暦)	性別	個人番号(マイナンバー)									
-													

令和 年 月 日 提出

受付日付印